

**常設申告会場**

受付時間：午前9時30分～正午 午後1時～4時  
ただし土・日曜日は除きます

2月14日(木) 2月15日(金)	文化会館 3階 第1展示室	給与所得者の還付申告者のみの申告となります。
2月18日(月) 3月15日(金)		下の出張申告会場で申告できない場合はこの会場を利用してください。

**お 願 い**

申告会場では、受け付けできる人数に限りがあります。そのため、定刻前に締め切ることもありますので、あらかじめご了承ください。また、会場では担当者の指示に従ってください。

出張申告会場 **受付** 午前9時30分～正午・午後1時～4時

地 区	申告会場	月 日	曜日	対 象 自 治 会
三 和	三和連絡所	2月18日	月	三和地区全域
伊 深	伊深連絡所	2月19日	火	下本郷・上切・糠洞・北野地原
		2月20日	水	上本郷・関也・大洞・南野地原・亀淵
山之上	山之上連絡所	2月21日	木	上野・中之番・金谷・西洞・上野台
		2月22日	金	本地・佐口・南坂・田畑・五徳・森山台
蜂 屋	蜂屋連絡所	2月25日	月	下西・広橋・引田・作り洞・諸田・南山
		2月26日	火	上則友・下則友・下東・加瀬田・矢田・土ヶ洞
		2月27日	水	島之洞・伊瀬・石塚・正洞・大仲寺・ナビ蜂屋
加茂野	加茂野連絡所	2月28日	木	鷹之巣・加茂野南・加茂野中・加茂野北
		3月1日	金	東今泉・西今泉・木野・ナビタウン
下米田	下米田連絡所	3月4日	月	稲辺・市橋・東・駅前・日立アパート・中電アパート・加茂野ハイツ
		3月5日	火	則光・信友・山本・東栃井・ケアひだ川・今
		3月6日	水	為岡・深渡・長福・共和・橋上・桜貝戸・中屋敷
古 井	文化会館	3月7日	木	共栄・共進・新興・中西・中牧野・下東・下西
		3月1日	金	清水・野笹・マコド・上畑・島・西島・県教住宅
		3月4日	月	大楽東・大楽西・神明東・神明西・中央新町・新池
	古井連絡所 (上古井公民館)	3月5日	火	相生・宮西・巾下本郷
		3月8日	金	川合東・川合西・本町・元町上・元町下
太 田	文化会館	3月11日	月	森山団地・京町・朝日・末広・寿・栄・栄東・飛驒川
		3月12日	火	下組・中組・大牧・田畑東・田畑西
		2月18日	月	深田・上町・上本町・音羽町・栄町・桜新町
		2月19日	火	下町・港町・城房
		2月20日	水	若宮・新中町・中町三
		2月21日	木	元町・八坂町・銀座・波の上・東本町・旭町
		2月22日	金	万場町・弥生町・北町
		2月25日	月	北新町・小見殿・官舎・大手町
		2月26日	火	北一東・北一中・北一西
		2月27日	水	西町東・西町中・西町西
2月28日	木	西町北・西町南・前平・境松		

# 平成14年度市県民税と 平成13年分所得税の申告

**受付期間**

2月18日(月)  
から  
3月15日(金)  
まで

税務課市民税係 内線213・214 関税務署 0575・22・2233 申告受付会場への直通ダイヤル 27・7552

## 市県民税 (住民税)の申告

まもなく市県民税・所得税の申告の時期です。申告が必要な人は、最寄りの申告会場をご利用いただくほか、税務署や市役所へ直接郵送するなど、忘れずに申告してください。

なお、申告会場は、職員の指導(アドバイス)により、納税者が自分で申告書を作成していただく会場です。自力記載により申告をしていただくようご協力をお願いします。

平成14年度市県民税の申告を、2月18日(月)から受け付けます。申告する人は、最寄りの申告会場をご利用ください。なお、申告には印鑑や所定の書類などを必ずご確認の上、ご来場ください。

### 申告が必要な人

平成14年1月1日現在市内在住で、次のいずれかにあてはまる人。

- 1、営業・農業・その他の事業所得がある人(所得税の申告を行う人は市県民税の申告は必要ありません)
- 2、事業主から市へ、給与支払報告書が未提出の人(大工・左官・パートなどの人は、事業主に確認してください)
- 3、配当・譲渡・地代・家賃などによる収入がある人

## 所得税 の申告

4、給与以外にも、農業や不動産などによる収入がある人

なお、国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。申告がないと、保険料の軽減措置を受けられないことがあります。また、昭和13年4月1日以前生まれの人とその人と同一世帯の人は、介護保険料の算定資料とするため、収入がなくても申告をお願いします。

### 申告の必要がない人

- 1、平成13年分所得税の確定申告を行う人
- 2、勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人
- 3、平成14年1月1日以前に死亡した人(ただし、1月2日以降の死亡者は相続人に課税されます)

### 申告が必要な人

平成13年分所得税の確定申告は2月18日(月)から受け付けます。申告期限は3月15日(金)です。

期限が近づくと会場が大変混雑するため、長い間お待ちいただくことがあります。早めに済ませてください。

事業所得・不動産所得・譲渡所得な

ど、各種所得がある人  
年金受給者で、諸控除を受けようとする人  
サラリーマンで次のいずれかにあてはまる人  
給与収入が2,000万円を超える  
給与所得以外の所得の所得合計額が20万円を超える  
給与を2力所以上から受けている

### 申告に必要なもの

印鑑(朱肉を使用する物)  
申告書(税務署から届いていない人は、申告会場にあるものをご利用ください)  
収入を証明するもの  
給与所得者：源泉徴収票(必ず発行してもらってください)  
年金受給者：公的年金などの源泉徴収票  
営業・農業・その他事業・不動産所得がある人：収支内訳書  
大工・日雇い・パートなどの人：賃金支払明細書(勤め先で、必ず発行してもらってください)  
控除を証明するもの(領収書・証明書がない場合は控除できません)  
生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の控除証明書  
小規模企業共済等掛金領収書  
医療費の領収書・事業の経費を証する領収書